

伊達市小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン（案）逐条入

1. 目的

このガイドラインは、伊達市における小型風力発電設備の設置及び運用に関し事業者等が遵守すべき事項、基準を定めることにより、環境の保全、景観形成、地域の安全を確保することを目的とする。

【説明】

小型風力発電設備は再生可能エネルギーの導入拡大に貢献する一方で、市街地に建設されることにより、住民の事故等に対する不安など様々な問題を引き起こす可能性があることから、このガイドラインを制定し、設備の設置及び運用を適切な状況に誘導することで、環境の保全、景観形成、地域の安全を確保することを目的としています。

2. 対象設備

伊達市における小型風力発電設備の新設、増設又は改修をする場合を対象とする。ただし、自家消費を主たる目的とした設備は除く。

【説明】

このガイドラインでの対象設備は、新設に関わらず増設、改修を行う場合も対象としました。ただし、小規模な設備が想定される自家消費を主たる目的とした設備は対象外としました。

3. 用語の定義

- (1) 風力発電設備 風力を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) ロータ 風力発電設備の風車において、風力を主軸の動力に変換する部分をいう。
- (3) 小型風力発電設備 風力発電設備であって、そのロータの受風面積が200平方メートル未満で、かつ、その出力が20キロワット未満のものをいう。ただし、その構造が自立しておらず、建築物、構造物その他の設備等と一体となっているものを除く。
- (4) 発電事業 小型風力発電設備を設置し、又は運用し、得られた電力を供給する事業をいう。
- (5) 事業者等 発電事業を行う者（小型風力発電設備の設置又は維持のみを行う者を含む）及び発電事業を行おうとする者をいう。
- (6) 土地所有者等 発電事業が行われ又は行われようとする土地を所有し、又は管理する者（事業者等を除く）をいう。
- (7) 住宅等 住宅及び事業所（事業者等が自ら所有するこれらのものを除く）並びに学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等の住民が利用する施設（以下「学校等」という）をいう。

(8) 住民等 住宅等の居住者又は管理者をいう。

【説明】

このガイドラインで使われている用語のうち、明確にしておかなければならない用語について定義づけしたものです。

- (1) 「風力発電設備」とは、風が持つ運動エネルギーを電気エネルギーに変換するための装置の総体を言います。
- (2) このガイドラインの対象となる発電事業とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度等により発電した電力を売電する事業を対象（主として自家用に消費する事業は対象外）としていますが、設備設置後に譲渡が行われている事例もあることから、設置者だけではなく、運用者、得られた電力の供給者も対象としています。
- (3) 「事業者等」とは、小型風力発電設備を設置、運用する者以外に管理者も含むとともに、発電事業を行う者だけではなく、行おうとする者も含まれます。
- (4) 「土地所有者等」とは、所有者以外に管理者も含まれます。
- (5) 「住宅等」とは、住宅、事業所以外に、学校及び幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等の住民が利用する施設を含みます。
- (6) 「住民等」とは、居住する者以外に、住宅等の管理者を含みます。

4. 設置及び運用の基準

(1) 住宅等からの距離

事業者等は、小型風力発電設備を設置するときは住宅等から100メートル以上離れた場所に設置すること。ただし、土地所有者等及びこの区域の住民等の同意が得られたときはこの限りではない。

(2) 騒音

当該小型風力発電設備から最も近い住宅等において、昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下とすること。ただし、一過性の特定できる騒音を除いた騒音が30デシベルを下回る区域、学校等があり特に静穏を要する区域における騒音の基準は、35デシベル以下とする。

(3) 低周波音

当該小型風力発電設備から最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値以下とすること。

(4) 日影

事業者等は、小型風力発電設備の設置を行うときは、風車の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象への対策を含めた日影対策に配慮すること。また、小型風力発電設備の運用開始後において住民等にその日影による障害が生じたときは、当該障害を除去するために適切な措置を講じること。

(5) 電波障害

事業者等は、小型風力発電設備の設置及び運用によってテレビジョン放送の電波等に影響が発生しないように配慮し、必要な措置を講じること。

(6) 動植物に与える影響

事業者等は、小型風力発電設備の設置及び運用によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう配慮し、必要な措置を講じること。

(7) 景観

①事業者等は、小型風力発電設備の設置に当たっては、地域の自然的及び歴史的環境と著しく不調和とならないよう計画すること。特に国指定史跡からの眺望を阻害しないようにするとともに、事前の計画段階から伊達市教育委員会と協議を行うこと。

②事業者等は、小型風力発電設備の配置、デザイン及び色彩に関して、周囲の景観と調和が図られるよう配慮すること。

③事業者等は、小型風力発電設備により景観に与える影響が甚大なことにより良好な景観又は風致を著しく阻害することのないよう配慮し、必要な措置を講じること。

④事業者等は、屋外広告物を表示する場合は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対する危害を及ぼさない広告物で、管理上必要とされる最小限のもののみを表示するものとする。

(8) 光害

事業者等は、小型風力発電設備及びその周辺に照明器具等を設置するときは、住民等の障害又は生態系への重大な影響を生じさせないよう配慮すること。

(9) 文化財

事業者等は、小型風力発電設備の設置に当たっては、設置の影響から文化財を保存するよう努めること。また、遺跡及び周辺での設置計画に際しては、伊達市教育委員会へ埋蔵文化財保護のための事前協議書を提出すること。

【説明】

(1) 「住宅等からの距離」については、小型風力発電設備の設置時及び運用時の安全を確保するため、住宅等からの距離を100m以上としています。これは設置時の作業に要する面積等から判断し、現在認証を受けている小型風車の全高の3倍以上を確保することと、運用時の安全確保をするために設定しています。

(2) 「騒音」については、小型風力発電設備により発生する騒音の基準を、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく騒音に関する環境基準の「専ら住居の用に供される地域」の基準値に準拠して定めております。なお、「昼間」とは、午前6時から午後10時までをいい、「夜間」とは午後10時から翌日の午前6時までをいいます。

また、一過性の特定できる騒音を除いた騒音が30 デンベルを下回る区域、学校等があり特に静穏を要する区域における騒音の基準については、環境省水・大気環境局長名の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29

年5月26日付け環水大大発第1705261号)により指針値に準拠して定めています。

- (3)「低周波音」については、小型風力発電設備により発生する低周波音の基準を、環境省環境管理局大気生活環境室が公表した低周波音問題対応の手引書（平成16年6月）で示される建具等のがたつきに対する「物的苦情」及び室内における不快感に対する「心身に係る苦情」の参照値以下としています。

※低周波音問題対応のための「評価指針」（抜粋）

(1) 物的苦情に関する参照値

1/3オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3オクターブバンド 音圧レベル (db)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

(2) 心身に係る苦情に関する参照値

1/3オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3オクターブバンド 音圧レベル (db)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

- (4)「日影」については、事業者等が小型風力発電設備の建設を行うときには、風車そのものの影はもとより、風車の運転に伴い、羽根（ブレード）の影が回転して地上に明暗（チラツキ）が生じる現象、いわゆる「シャドウフリッカー」への配慮も求めているほか、運用後において住民等に日影による障害が生じたときには、その障害の除去のための適切な対応をとることを求めています。

- (5)「電波障害」「動植物に与える影響」「景観」「光害」「文化財」については、事業者等が小型風力発電設備の設置及び運用を行うにあたって、各項目に関して配慮をすることを求めています。

なお、「景観」については、特に国指定史跡からの眺望に配慮するため、伊達市教育委員会との事前協議を行うこととしており、「文化財」についても、遺跡及び周辺での設置計画に際しては、埋蔵文化財保護のため、文化財保護法に基づく事前協議書の提出を求めています。

5. 事業の説明

事業者等は、小型風力発電設備の設置区域及び規模の概要を計画した段階で、伊達市、土地所有者等、設置区域に存する自治会及び住民等、関係公的機関、関係団体等に対する事業の説明を行うこと。

また、土地所有者等、設置区域に存する自治会及び住民等に対する説明に当たっては、発電事業に対する不安及び疑問を可能な限り払拭するように努めること。

【説明】

事業者等は、小型風力発電設備の設置区域及び規模の概要を計画した段階で、伊達市、土地所有者等、設置区域に存する自治会及び住民等、関係公的機関、関係団体等に対する事業説明を行わなければならないとしており、このことによって設置及び運用に関するトラブルを未然に防ぐことを目的としています。

事業の実施に関しては、事業者等と住民等との信頼関係の構築が不可欠と考えますので、住民等に対する説明にあたっては、事業に対する不安感や疑問を可能な限り払拭するよう求めています。

6. 事業の運用

事業者等は、小型風力発電設備の運用にあたっては、このガイドラインに定める基準及び関係法令等を遵守し、安全性の確保を十分に図るとともに、適切な情報提供に努めること。

【説明】

事業者等は、小型風力発電設備を運用するときには、このガイドラインに定める基準や関係法令等を遵守し、安全性の確保を十分に図るとともに、適切な情報提供を行うことを求めています。

7. その他

このガイドラインは平成30年 月 日から施行し、このガイドラインの施行の日前に設置され、又は同日前に受けた電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の認定に係る再生可能エネルギー発電設備である小型風力発電設備については、4-(1)、4-(7)-①、4-(9)、5の規定は、適用しない。

【説明】

このガイドラインの施行の前に既に建設され、又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた小型風力発電設備に対しても、一部の規定を除き、運用に関する基準を適用し、設備の運用を適切な状況に誘導することで、環境の保全、景観形成、地域の安全を確保するという、このガイドラインの目的の達成を図っています。